

# 甲州市立塩山南小学校「学校いじめ防止基本方針」

本校では、「いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日)」及び、「甲州市いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を次のとおり策定する。

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### (2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (3) いじめ防止に向けた方針

#### ① 学校として

- (1)あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2)子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3)いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4)いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長、教頭のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5)相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6)いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取っていく。また、そのことについて、あらかじめ保護者等に対して周知する。

#### ② 保護者として

- (1)どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努めるとともに、いじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。また、保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃から、いじめの防止等について理解を深め、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。
- (2)子供のいじめを防止するために、学校や地域の人々など、子供を見守っている大人との情報交

- 換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- (3)いじめを発見し、又は、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。

### ③子供として

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「生徒指導・いじめ対策会議」を設置し、定期的且つ必要に応じて臨時的に開催する。

#### ①構成員

- ・全職員（必要に応じて）甲州市SC、県SC、県SSW等

#### ②活動

- ・アンケート調査並びに教育相談に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。
- ・いじめの事案に関する対処に関すること。
- ・学校基本方針を点検し、必要に応じて見直すこと等。

#### ③開催

- ・月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### (2) 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体

#### ①学校におけるいじめの防止

- ・いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、Q-U調査を活用して、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進める。
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交渉能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・児童に対して、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- ・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取り組みを行う。
- ・全国的に、発達上の特性や課題を有する児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚などにより保護者が外国人である児童生徒、性同一性障害を抱える児童生徒や、性的思考(※1)や性自認(※2)が他と違う児童生徒、また東日本大震災により被災した児童生徒や、原子力発電所の事故に伴い避難を余儀なくされた児童生徒などが、いじめに巻き込まれる事案が発生している。こうした学校として特に配慮が必要だと考える児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導を組織的に進めていく。
  - ※1 性的思考:性的思考とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを示す。
  - ※2 性自認:性自認とは、性別に関する自己認識のことをいう。
- ・保護者や地域住民、その他関係者との連携を図り、いじめに関する学習会を行うなどして、必要な啓発活動を進める。

## ②いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施する。(5年間保存する。)
- ・「おなやみボックス」など、児童からのSOSを発信できる場所を増やす。
- ・いじめ調査実施後、必要に応じて、担任との面談を実施する。
- ・些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめを積極的に認知する。
- ・日頃から児童一人一人を見守り、信頼関係の構築等に努めるとともにアンテナを高く保ち、児童が示す変化や危険信号を見逃さない。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行いやすいように、相談体制の整備に努める。

## ③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

## ④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネットを通じて行われるいじめに対しては、(関係機関と連携するなどして)その状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育を推進し児童の意識向上を図るとともに、保護者への啓発を進める。

## ⑤警察との連携

- ・学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に合うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を整備する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処し、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・報告を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知する。
- ・学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察(学校警察連絡員等)に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。
- ・学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行う。

## (3)いじめ防止等に関する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめを即座にやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要だと認めた場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するなどの必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・いじめが「解消されている」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが肝要である。
  - ア いじめに係る行為が止んでいること(3ヶ月を目安とする)
  - イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

## (4)学校運営協議会制度等の活用

- ・「南小を育む会」(区長代表・育成会代表・民生委員・学校評議員など)を含む、年3回の会議の中で、いじめの問題など学校が抱える課題を紹介するとともに、課題解決に向けて地域ぐるみで取り組む仕組みづくりを進める。

## (5) 重大事態への対処

- ・いじめの重大事態については、甲州市基本方針及び「山梨県いじめ防止等のための基本的な方針（令和6年11月改訂）山梨県教育委員会」、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）文部科学省」（以下「重大事態ガイドライン」という。）により適切に対応する。
- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「重大事態」として次の措置を講ずる。重大事態が発生した旨を、甲州市教育委員会に速やかに報告する。
  - ①教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
  - ②当該事態の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報を有している可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言するようなことはしない。

## (6) 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。
  - いじめの早期発見に関する取組に関すること。
  - いじめの再発を防止するための取組に関すること。